

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、令和6年度賦課分より市・都民税均等割課税者から国税である森林環境税を賦課徴収することとなった。</p> <p>これに伴い、森林環境税に関する文言の追加等を行う必要があることから本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>① 「市民税・都民税納税通知書」を「市民税・都民税・森林環境税納税通知書」等、森林環境税に関する文言の追加及び様式の改正。</p> <p>② 押印欄の削除等文言の整理</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和6年1月1日。ただし、以下の様式の改正は記載の日から施行する。</p> <p>① 第73号様式、第74号様式及び第77号様式の改正 令和6年4月1日</p> <p>② 第120号様式の改正 令和6年6月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。